

第 34 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 1 月 8 日（金） 14 : 00~14 : 25

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「国の緊急事態宣言について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 3 「今後における本県の対応について」

本部長発言

県内での新規感染者の拡大及び 1 都 3 県における緊急事態宣言の発令を受けて、「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願いである。

本県では、1 2 月 9 日以降、「感染警戒期」として、県民の皆さま、事業者の皆さまに対して十分な警戒をしていただくようお願いしてきたところであるが、このところ、年末年始の人の移動の影響等が考えられる感染事例や高齢者施設でのクラスターが発生するなど、感染が急激に拡大しており、昨日までの直近 1 週間の累積新規感染者数が 9 7 人となった。

また、施設におけるクラスターの発生といういわば特殊要因もあり、感染経路不明者数の割合は 1 7 . 5 % と低くなっているが、その要因を除いても、直近 1 週間の累積新規感染者数が、次の対策期である「感染拡大防止対策期」の目安となる 4 8 人となった。

このまま、感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがある、まさに「感染拡大の危機」というべき事態である。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、警戒レベルを引き上げざるを得ないものと判断し、香川県対処方針に基づき、明日 1 月 9 日（土）から 2 9 日（金）まで、「感染拡大防止対策期」に位置づけることとする。

「感染拡大防止対策期」の対策は別添のとおりだが、これまでの「感染警戒期」における対応に加え、法に基づく協力要請として、県内における不要不急の外出及び県外への不要不急の往来について慎重に検討していただくようお願いしたい。

また、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの 4 区域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令された。

この度の宣言は、首都圏の感染状況が沈静化しなければ全国的かつ急速なまん延の恐れもあることから、このような対応がなされたものと理解している。

この度の緊急事態宣言及び基本的対処方針を踏まえた対策の詳細については、追って説明するが、対策期間は、緊急事態宣言の期間である本日 1 月 8 日（金）から 2 月 7 日（日）までとし、緊急事態宣言対象区域の感染状況が 1 日も早く沈静化が図られ、全国的なまん延となる事態が避け

られるよう、県民の皆さまのご理解とご協力をお願いしたい。

それでは、まず「感染拡大防止対策期」の対策の詳細につきまして、次の資料「感染拡大防止対策期における対策について」をご覧ください。

対策期間については、明日1月9日（土）から1月29日（金）までの3週間とする。

「感染拡大防止対策期」の対策については、これまでの「感染警戒期」における対応を基本としているが、1. の県民への協力要請等の（1）の外出について、新たに、特措法第24条第9項に基づき、「県内」における不要不急の外出について、慎重に検討するよう協力を要請する。

また、「他の都道府県」との不要不急の往来についても、慎重に検討するよう協力要請するとともに、感染警戒期と同様、新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の地域にあっては、特に、慎重に検討するよう協力要請する。

また、県外に移動した場合は、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請する。

次に、2. の事業者への協力要請等のうち、次のページの中ほどになるが、これまでも事業者の皆さまには感染防止対策の徹底にご協力いただいているところであるが、本県におけるこの度の医療機関や高齢者施設でのクラスター発生などを踏まえ、こうした施設の設置者に対し、改めて感染防止対策の徹底を協力要請する。

具体的には、

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

等について、感染防止対策の徹底をお願いします。

次に、このページの一番下、6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応については、次の別紙資料をご覧ください。こちらの対策期間については、緊急事態宣言の対象期間にあわせ、本日1月8日（金）から2月7日（日）までとする。

1. の県民の皆さまに対しては、

（1）の外出について、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請する。

また、日程の延期ができない、あるいは、オンラインなどで代替がきかない不要不急以外の用件で緊急事態宣言対象区域を往来する場合は、感染防止対策を徹底し、対象区域となる都道府県の要請に従っていただきたい。

また、緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物（成人式を含む）の前後における大人数での会食等を控えていただくようお願いします。

2. の事業者の皆さまに対しては、

香川県に本社・本店が所在する企業に対し、緊急事態宣言対象区域に有する支社・支店等におけるテレワークの徹底をお願いします。

3. の催物（イベント等）の主催者の方に対しては、

緊急事態宣言対象区域から参加者の来県が想定される催物（成人式を含む）の前後における大人数の会食等を控えるよう、呼びかけをお願いします。

4. の緊急事態宣言対象区域から来県される方に対しては、

お住まいの地域において、感染拡大の状況を踏まえ、地域外への移動についてどのような対応が求められているのかを十分確認していただきたい。

また、体調が悪い方や来県前2週間以内に『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当するような感染リスクの高い行動をとった方は、本県への帰省や旅行等を控えるようお願いする。

緊急事態宣言対象区域の感染状況が1日も早く沈静化が図られ、全国的なまん延となる事態が避けられるよう、県民の皆さま、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

その他の対策も含め、県民の皆さまには、お一人おひとりが油断することなく、十分な警戒の下に行動していただくよう、重ねてお願いしたい。

また、私のメッセージにも記載しているが、引き続き、国や各都道府県、県内各市町とも力を合わせ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持・回復の両立に向けて全力を傾けたいと考えている。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあっている医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではないので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようあわせてお願いします。

議題4「その他」

交流推進部長発言

まず、G o T o トラベルの方針を踏まえた本県の対応について、説明する。

国のG o T o トラベル事業については、事業の一時停止期間が2月7日（日）まで延長されることが、昨日、政府から発表された。

これを受けて、本県の宿泊助成事業「うどん県泊まってかがわ割」についても当面の間、事業の一時停止を継続することとする。

また、今回の措置に伴い、現在、令和3年1月31日（日）までの宿泊を対象としている事業の実施期間については、延長する。

再開する時期や内容等については、今後の感染状況などを踏まえて判断したいと考えているので、決定次第、お知らせする。

次に、せとうち旬彩館の対応について、説明する。

昨日（1月7日）の、政府の「緊急事態宣言」の再発令に伴い、東京都が都内の飲食店に対し営業時間の短縮を要請したことを受け、「香川・愛媛せとうち旬彩館」の2階レストラン「かおりひめ」の営業時間について、本日から、これまでの午後10時までを午後8時までに変更して営業することとする。

営業時間を短縮する期間は、東京都の要請どおり2月7日（日）までを予定しているが、今後も感染状況に応じた都の要請に従い、対応する。

政策部長発言

東京事務所における対応について、説明する。

緊急事態宣言期間中の東京事務所の体制については、昨日示された国の「基本的対処方針」において、テレワークで出勤者7割削減を目指す考えが示されたことから、それを踏まえて、緊急事態宣言期間中は、東京事務所長又は副所長、その他職員2名の交代出勤とし、3名の体制とする。出勤しない職員については、在宅勤務を行うこととしている。

教育長発言

「学校における対応について」、説明する。

「感染拡大防止対策期」（1月9日～29日）については、まず、「1 健康観察」について、

- ・登校時における検温結果の確認や健康状態の把握は、可能であれば校舎に入る前に実施することとする。
- ・児童生徒等本人のみならず、同居の家族に風邪症状が見られるため、児童生徒等本人の出席を見合わせる場合は、欠席とせず、出席停止（学校保健安全法第19条）とすることを保護者に周知するようにする。

「2 換気」について、

- ・常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこととする。
- ・学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応することとする。

「3 部活動」について、

- ・県内の学校との練習試合や県内大会等への参加、全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加はこれまでどおり、実施可能とするが、県内及び県外での宿泊を伴う合宿のような活動や県外での練習試合、いわゆる遠征等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へいについては差し控えることとする。
- ・また、表の下に記載している留意点については、再度、周知徹底する。

次に（2）は、同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め、感染防止対策を徹底することとする。

（3）合唱等を行う場合は、国の通知（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文科科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を遵守するなど、注意を喚起する。

以上のことについて、この会議の後、各県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付することとしている。

本部長発言

ただ今、担当部長及び教育長から、それぞれの本県の対応について説明があったが、このうち、G o T o トラベルに関連する、本県の「うどん県泊まってかがわ割」の取扱いについては、全国的な感染状況や本県の現状等を踏まえて対応することとしたものであり、県民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

各部局におかれては、引き続き新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、気を緩めることなく、連携して対応にあたっていただきたい。